

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、また、上越市監査委員監査基準に準拠して、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和8年4月23日

上越市監査委員 大原啓資

上越市監査委員 山川とも子

上越市監査委員 飯塚義隆

記

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 柿崎区総務・地域振興グループ、市民生活・福祉グループ
清里区市民生活・福祉グループ、教育・文化グループ
- 3 監査の着眼点 使用料等の収入事務は適正か。
委託料等の契約事務等は適正か。
前回監査の指摘事項に対する措置状況は適正か。
- 4 監査の実施内容 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。
- 5 監査の実施場所 監査委員事務局
- 6 監査の日程 令和8年3月2日～4月13日
- 7 監査の結果 調査の範囲内において概ね適正に執行されていたが、次の事項について、改善の必要があると認められた。
 - (1) 指摘事項 なし
 - (2) 注意事項 13件
 - ① 契約事務に関する事 5件
 - ② 検収事務に関する事 2件
 - ③ 収入事務に関する事 5件
 - ④ 備品管理に関する事 1件
 - (3) 要望事項 1件
・仕様書の見直し及び事務の流れの整理について